

啓発資料No.1,028

# ブラジル農業移住の案内

〔雇用移住への道〕



大農国主をめざして雄飛した青年たち

JICA  
703  
81  
ES  
BRARY

1973. 9

海外移住事業団  
JAPAN EMIGRATION SERVICE

国際協力事業団

受入 月日	'87. 7. 8	703
登録 No.	08771	81
		ES

## まえがき

最近の移住者の傾向をみますと、次の世代を担う若者の層に海外発展の気風がとみに高まりつつあり、これらの人々に正しくかつ新しい現地事情や移住の方法を理解してもらうことが最も大切なことだと思います。

そこで、この案内は海外日系人の最も多く活躍しているブラジル団、特にサンパウロを中心とした農業青年移住の概要をとりまとめたものであり、充分活用されることを望みます。

1973.9

海外移住事業団

業務第一部長

JICA LIBRARY



1025345[8]

—◇目 次◇—

1. ブラジルの概況について.....	1
(1) 一般概況.....	1
(2) 日本とブラジルの関係.....	3
(3) 社会と文化.....	4
2. 応募者の取扱いについて.....	6
(1) あっせん・送付.....	6
(2) 応募者の資格条件.....	6
3. 雇用条件について.....	8
(1) 契約期間・給与.....	8
(2) 雇用農業移住者労務契約書.....	10
4. 雇用主あっせんと訓練講習.....	15
(1) 雇用主のあっせん.....	15
(2) 渡航前訓練講習.....	15
5. 移住の手続について.....	16
(1) 移住申込の方法.....	16
(2) 適格通知書.....	17
(3) ブラジル官憲による候補者選考.....	17
(4) 渡航手続、搭乗集結.....	17
(5) 移住先別渡航ルート.....	20
(6) 渡航手続・機中経費.....	26
(7) 移住者の携行荷物.....	27

6. 在外支部管内概況	35
(1) サンパウロ支部管内	35
(2) リオ・デ・ジャネイロ支部管内	38
(3) ベレーン支部管内	39
(4) レシーフェ支部管内	43
(5) ポルト・アレグレ支部管内	44
7. 独立営農への道	46
(1) 独立への段階的過程	46
(2) 青年移住者の具体的独立例	47
8. 移住資格取得機関としての海外移住研修所	52
(1) 研修目的	52
(2) 研修課程	52
(3) 研修日課	53
(4) 特別研修活動・研修行事	53
(5) 施設	53
(6) 入所と修了	54
9. その他	55
(1) ブラジルにおける最低給料の概要	55
(2) ブラジル在外支部管内における戦後集団移住地入植者一覧表	56
(3) 海外移住の相談窓口一覧表	58

## 1. ブラジルの概況について

### (1) 一般概況

ブラジルの大部分は南半球にあり、日本の約23倍、面積約851万平方千米で、北緯5度16分から南緯33度45分までひろがり、熱帯、亜熱帯、温帯にまたがっている広大な国です。

赤道は北部アマゾン地域を横断しており、南回帰線が南部のサンパウロを通っております。

有名なアマゾン川は北米ミシシッピーやアフリカのナイル川に匹敵する大河で、全長約6,280千米、河口の都市ベレン（人口約63万人）から1,450千米上流のマナウス市（人口27万人）まで1万トン級の大型汽船が航行しております。



ブラジルは人種別にみるとポルトガル人を主とする南ヨーロッパ系移住者と、アフリカから移入された黒人の子孫と原住民であるインディオとの混血が約300年間つづけられ、それに、前世紀後半からイタリヤ人、スペイン人、ドイツ人、ポーランド人等の他、中近東、アジアの移住者が加わり、まさに「人種のるつぼ」といわれています。

人種的偏見はほとんどなく、住みよい国といえましょう。

◆熱帯地方……赤道をはさんで北緯10°から南緯10°に亘る地域で、アマゾンナス・パラナ・マラニオン州等を含めた北ブラジルと北東部及びバイヤ、ゴヤス州の北部を加えた地域で、全国土の65%を占めています。人口は全体の1/4に達せず未開地が多くあります。

年間平均気温は25°~27°Cで夏の最高は34°Cを記録しています。

アマゾンヤ地方とマラニオン・セアラ諸州の海岸地方は全般的に降雨量が多く、年間2,000mmを超えています。

また、同地域においては、7月から12月までが乾期でその他の月は雨期といわれています。

◆亜熱帯地方……南緯10°から南回帰線23°の間に位置する諸州で、気温が概ね高く年平均気温は22°~26°C位で夏期(1~2月)は相当暑いですが、サンパウロ市など(標高700~800m)の高原地帯は平均18°C程度でしのぎ易く気候は快適です。

雨量は年間1,000~2,000mmを記録しています。

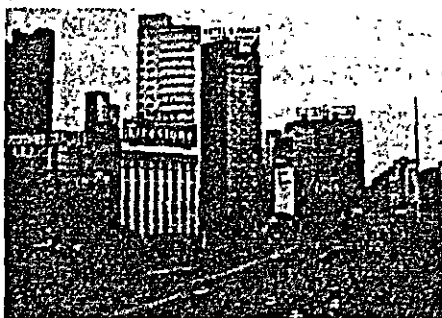
◆温帯地方……南回帰線以南に位置する、パラナ、サンタカタリーナ及びリオ・グランデ・ド・スール諸州の、気候は、一般に温和で四季の区別がはっきりしています。

年間平均気温は、18~20°C位で雨期と乾期の区別がはっきりしており、ま

た6～8月の冬期にはやや寒さが強く降霜、降雪を見ることもありますが、概してヨーロッパ人にも適しており、ドイツ・イタリア系移住者が最も多く住んでいます。

## (2) 日本とブラジルの関係

日本とブラジルとの国交は1895年(明治28年)の日、本、ブラジル修好通商航海条約の調印によってはじまりました。ブラジルはポルトガル王室がブラジルに移った1808年から外国人移住者に門戸を開きましたが、



サンパウロ市内

1888年奴隷を解放して以来、不足する労働力を外国人移住者に求め、移住を積極的に奨励し、大量の移住者を受け入れました。

1900年代にはいってコーヒー園労働者への賃金不払いなどがおこり、イタリア移民が中止されたことにより日本人を受け入れる気運が高まりました。

1908年(明治41)6月18日、笠戸丸でサントス港に上陸した158戸781名の第1回移住が開始されました。

その後、大正末から昭和の初めにかけておもにサンパウロ州へのブラジル移住の最盛期を迎え、昭和4年にはアマゾンへの集団移住も加わり、昭和8年には年間25,000人をこえました。

戦後1952年(昭和27年)日本人移住の再開から1973年までに、政府渡航費支給及び自費移住者は63,156人となっています。

そして、その活躍基盤は明治41年米60年余の過程にあつて政界・教育界・官界をはじめ、各方面に進出しており、農商工業に従事し実業家や大農場主として成功されている日本人も数多くおります。

南米第一といわれるコチア産業組合は故下元健吉氏等の創立によるもので、



1927年設立され購買・販売・技術指導等を始めとし、後継者育成のため日本から多数の農業青年を受け入れた実績を持っております。この他1955年にはサンパウロ日本文化協会が、更に1958年には汎アマゾンヤリ伯協会が設立されました。

これら設立団体は、日系人相互の融和を図り文化・教育及び経済上の発展向上に寄与し日本とブラジルの親善増進を図っております。

全世界でブラジルにおける日系人の地位は最も高くその数も多く、2、3、4世時代へと移って異質社会の中で堅実に大きく発展しています。

今後さらに在ブラジル日系市民の大きな基盤を土台として、伝統的に友好的なブラジル国に対し、日本人の移住、とくに若者の参加による国際協力をつづけることが望ましく、またその成果も大きいといえましょう。

### (3) 社会と文化

#### 一 宗 教 一

ポルトガルの植民開始以来、ローマ・カトリックの宣教師が続々と渡伯し、献身的・布教活動が進められ、特にイエズイット派の活動は辺境の奥地にもまで浸透したため全人口（推定1億）の90%以上がローマ・カトリック教徒で、世界最大のカトリック教団といわれております。

原住民の一部は固有の宗教を信奉しておりますが、極めて少なくなっており、かの有名ナリオ・デ・ジャネイロ市のカーニバルとコルコバードの丘に聳えるキリスト像は、ブラジルのシンボルとなっております。

憲法上は、宗教の自由が認められておりプロテスタント・回教・仏教等も一部では信仰されています。

#### 一 教 育 一

ブラジルの国語は、ポルトガル語で、教育制度は初等教育4か年が義務教育となっていて無料です。

中等教育には4年制中学校と3年制の高等学校があり、高等教育には専門

によっては4～6か年の修学年限制度も採用されています。

・大学は体育科大学・音楽科大学を除くと3～6年の修学年限が普通です。

日系人児童に対する日本語教育も各地で盛んに行なわれており、サンパウロ市の日本文化協会では、日本語教科書を編纂して日本語教育の振興に寄与しています。

#### —文化—

ブラジル文化の特徴は、ポルトガルの文化が主体となって、原住民インディオとアフリカの黒人文化の影響を受けています。

音響の分野ではアフリカ黒人のもたらした踊りと音楽のリズムは「サンバ」で代表され、魅力に満ちたものです。

元来ブラジル人は一般的に友情に厚く楽天的で音楽を愛好し、のんびりした国民性を持っています。

18世紀以降はフランス文化の影響を強く受け、都市ではヨーロッパ的生活様式が支配しておりますが、第二次世界大戦後はアメリカの様式が相当入り込んでいます。

国民的スポーツとして有名なものにフットボールがあり、ブラジル人と親しく交際するには、まずフットボールを知ること一つの方法とさえいわれている位です。

新聞は南米でも最も発達しており、ラジオ放送・テレビ放映も普及率が急速にのびています。

また、ブラジルは日本と違って全く地震や台風等の天災がなく都市においては数十階の近代高層建築が立ち並んでいます。一般の建築はポルトガル風の様式が多く、奥地では、バンガロー風の簡易住宅が多いようです。

#### —交通—

鉄道及び道路は植民地時代から北東部と海岸地域に限って発達して来ましたが、今や陸運の時代から航空機の時代へと移行して来ています。

近年奥地開発と自動車工業の発達に伴い道路の建設は、大いに進められて

います。

航空機輸送は1927年に始まって以来、ブラジルの地理的特異性によって飛躍的に発達し、最近の商業航空機飛行距離はアメリカ・イギリスに次いで世界第3位といわれており、外国系航空会社も多数乗り入れています。

また、空のタクシーと呼ばれる小型飛行機の利用も普及しています。

#### 一医療衛生一

都市における医療機関はよく整っています。が、奥地では無医村も多いようです。

また、日本と異なりブラジルは医薬分業制度となっています。

医療機関は公立病院と一般の民間医師の外に宗教団体が経営する慈善病院(Santa Casa)が普及しており、生活困窮者に対して無料診療も行っています。

海外移住事業団では年数回、日本人集団移住地に巡回診療班を派遣するほか、各所に海外移住事業団と契約を結んだ特約医をおき、さらに、大きな移住地内では診療所を建てて移住者の健康管理にあたっています。

## 2. 応募者の取扱いについて

### (1) あっせん・送出

#### (イ) あっせん人員……年間300名(常時受付)

注) 海外移住事業団で求人あっせん可能な北・中・南ブラジル地域向け単身・家族移住者数を示すものです。雇用主の指定する移住希望者については、支部の雇主あっせん行為はないが、海外移住事業団あっせんの移住者と同様支部あてに現地推せん書を提出するものです。

#### (ロ) 送出時期……(東京国際空港)

5. 7. 9. 11. 1. 3. の各月航空機を利用します。

注) 伯国官憲による選考許可が到着し、選考に合格した月の最も近い飛行機便によります。

### (2) 応募者の資格条件

永住の目的を持ち渡航するもので、次の要件をみたすもの。

- (イ) 「農業技術移住者のプログラム」のいずれかを充足するもので、開拓意欲旺盛でかつ農業が好きなもの。
- (ロ) 単身の場合は原則として渡航時点において満18歳から25歳位までの未婚の男子であること。
- (ハ) 若夫婦の場合は、夫が30歳位までで夫婦とも働ける条件を備えているもの。
- (ニ) 家族の場合は、家長が20歳から50歳までの男子で、妻のほか15歳以上の男子が1人以上含む家族が望ましい。
- (ホ) 農業労働に耐えうる剛健な身体の特主であること。
- (ヘ) 心身共に健全であり、特に次の疾病および肉体的欠陥のないこと。  
トラコーマ・各種伝染病・結核性疾患・慢性臓器疾患・腺病体質・ガン・遺伝性疾患・心臓病・高血圧症・ライ病・性病・盲・聾啞・義眼・精神病・アルコール中毒症・麻薬中毒症・不具廃疾（小児麻痺・手足指等の切断・先天性又は後天性畸型）
- (ト) 思想堅固で犯罪等反社会的行為をしたことのないもの。

注) 農業技術者のプログラム。

- (1) 農業経験3年以上で農業機械の操作（運転・分解・組立）のできる者。  
農業経験3年以上で、その期間内外を問わず農業に関する資格、免許及び農業機械を操作していたことがあり、同技術を習得している。  
たとえば農業経験3年以上で県の農業機械化センター又は自家農場で農業機械を操作する技術を習得している者。
- (2) 専門学校卒業（又は修了）者  
農業大学（短期を含む）及び農業高校（専門学校を含む）卒業生。
- (3) 各県農業研修機関修了者  
農業経験年数に関係なく、各県にある6か月以上の訓練・講習を実施している機関を修了した者で、たとえば伝習農場やこれに該当する内容をもつ機関を修了した者。
- (4) 事業団長期訓練・講習修了者（群馬県赤城山）  
農業経験年数に関係なく、事業団の実施する6か月の訓練・講習を修了した者。

(5) 事業団2か月訓練講習修了者

農業経験1年以上3年未満の者で事業団の実施する約2か月間の訓練・講習を修了した者。

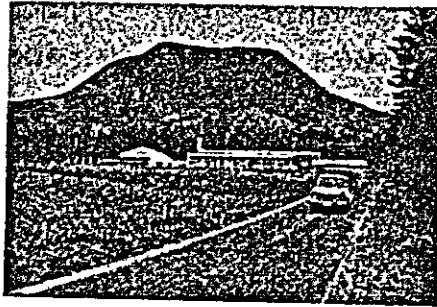
(6) 各県農業機械化センター修了者で事業団短期訓練・講習修了者

農業経験1年以上2年未満の者で各県の農業機械化センター（研修所または管理指導所等を含む）の約1か月間の講習を修了し、且つ事業団の実施する約1か月間の訓練講習を修了した者。

(7) その他事業団の事前申請によりブラジル国極東選考事務所が認定した者

注) 1. ブラジル国極東選考事務所の審査基準は、農業経験の起点を満18歳としているので(1)に該当する移住希望者の取扱いは特に年齢に留意のこと。

2. 農業高校卒業者は(2)に該当し、中卒、普通高校卒業者は(2)以外のいずれかに該当すること。



赤城山中腹にある海外移住研修所

### 3. 雇用条件について

(1) 契約期間・給与

(イ) 契約期間……4年（義務年限）

契約終了後、引続いて再契約を希望する場合または、他の雇用主との契約を希望する場合には、海外移住事業団現地支部（現地法人名ジャミック）が紹介・あっせんします。

(o) 給 与

初任給は、ブラジル国労働法によるおおむね最低賃金の1.5倍程度で、食費、住居費等を差引いた手取額は、給与の50%位となっています。

就労6か月後、本人の就労状況、能力、経験等を考慮し昇給することがあります。

昇給は年1回必ず行なわれますが、その額は一定していません。

毎月の給与のほかに年度末1か月分を基準として賞与(Décimo Terc Salario)が支給されます

若夫婦および家族の場合、成人男子は単身に準じて支給され、就労可能な妻および子供については雇用主と移住者間で協議の上、決定されます。

(v) 住居・食事

住居は雇用主が準備します。食事は原則として雇用主が提供しますが当該経費は給与から控除されます。

また、自炊する場合には別途雇用主と協議することになります。

(vi) 労働時間・休日

雇用主・時期により多少の違いはありますが1日10時間程度で休憩・昼休み時間はこの中に含まれます。

ブラジル国農村労働法に定められる労働時間は1日8時間ですが、ブラジルの農業習慣は日の出から日の入りまでとなっております。

休日は原則として日曜と祭日ですが、各作業の繁閑に広じ変更される場合もあります。

(vii) 傷 病

作業中の傷病については雇用主がその治療費の全額を負担するほか、

作業中の賃金を支給します。

(viii) 就労の義務

労務契約締結後の移住者は雇用主の農場又は耕地において雇用主の命ずる労働に就労します。

夫婦および家族の場合、成人男子は単身に準じて就労し、妻および子供は雇用主と協議の上、比較的軽作業に従事します。

(1) 労務契約書

雇用主は契約終了後、移住者が独立する際に物質的な援助の義務を負わないが、その他の雇用条件については、ブラジル国農村労働法に準ずることになります。

注] 労務契約書作成費用は、約3,000円程度かかります。これは一時雇用主が立替え契約期間を満了した場合は雇用主負担に切替えられますが、移住者が移住を中止した場合、または契約期間満了をまだず転住した場合には移住者負担となります。

(2) 雇用農業移住者労務契約書 (訳)

ブラジル国…州…区において……と称する平方メートルの耕地を有する〇〇氏 (氏名、国籍、旅券又は鑑識手帳番号、配偶関係、職業、住所) (以下「雇用主という。)&times;×氏 (氏名、国籍、配偶関係、職業、生年月日、両親氏名、住所) (以下「被雇用者」という。) は次のとおり契約する。

本契約条項は伯国植民農地改革院 (INCRA) に番号△△をもって登録されているジャミック移住民有限責任持分会社 (Jamic) が確認するもので JAMICは INCRA に対し、本契約の忠実なる履行について責任を持つ。

雇用主の義務

第1条 雇用主は被雇用者……州……港まで出迎え、同港から耕地までの旅費及びその他輸送にともなう経費を支払う義務を有する。

第2条 必要な場合雇用主は被雇用者と連絡するために通訳をおくものとする。

第3条 被雇用者の初任給は月額……クルセイロとする。

第4条 被雇用者の給料は被雇用者が労務に従事する地域の法定最低賃金を下回ることはできない。また、下船日をもって就労の第1日とする。

第5条 被雇用者の扶養家族が雇用主の耕地において報酬を受けて農業に従事する場合、その給料は本契約の当事者間で現り決めるものとする。

- 第6条 雇用主は耕地内において被雇用者に対し住居を保証する。
- 第7条 雇用主は被雇用者に対する貸借および供与商品代金を特定の帳簿に記載するものとする。当該帳簿は JAMIC が求めた時いつでも提示できる様な状態におかねばならない。
- 第8条 雇用主が被雇用者に対して供与する商品の価格は輸送費を含む原価とし、供与においては利潤を得てはならない。
- 第9条 雇用主は1963年5月20日付法律第4214号に基づき、被雇用者登録帳簿を保持し、また、被雇用者農村労働者職業手帳取得の手続きを行なうものとする。
- 第10条 雇用主と被雇用者のすべての労働関係行為は、農村労働法規（法律第4214号、1963年）により規制されるものとする。

#### 被雇用者の義務

- 第11条 本契約に基づく被雇用者の伯国人団は、現行移民法規ならびにその他入国法規に従うものとする。
- 第12条 被雇用者は農業労働に自己の能力を発揮し、また当該耕地において4か年間労働に従事しなければならない。但し、本期間内に被雇用者が次項の能力があると認められる場合は、この限りではない。
- a) 分益農としての営農
  - b) 借地農としての営農
  - c) 自営農としての営農

#### 一般規定

- 第13条 雇用主は被雇用者が第12条に記される新営農を実施しようとする場合、好意的に適切な措置を講ずるものとする。
- 第14条 雇用主と被雇用者間に紛争ある場合、両当事者のいずれも JAMIC に調停方を要請することができる。満足すべき解決が得られない場合、



現行労働法規に従い決定される。

第15条 本件当事者は本契約に基づく紛争の訴訟にあたっては、雇用主の耕地の所在する司法区を選ぶものとし、自己の希望する司法区を選ぶことはしないものとする。

契約当事者は完全に合意し、証人立会のもとにここに同文4通の本契約書に署名する。

第1通目は雇用主に第2通目は被雇用者に、第3通目はJAMICに、第4通目はINCRAに宛られる。

\_\_\_\_\_  
市、州          年          月          日

\_\_\_\_\_  
雇用主又はその代理人署名

\_\_\_\_\_  
被雇用者署名

\_\_\_\_\_  
JAMIC 署名

証人 1. 署名

2. 署名

## CONTRATO DE TRABALHO

A seguir denominado Empregado, na forma e condições das cláusulas abaixo, de conhecimento da "JAMIC" — Imigração e Colonização Ltda., registrada como empresa de Imigração no Instituto Nacional de Desenvolvimento Agrícola INDA, sob número 1, a qual se responsabiliza perante o mesmo pelo fiel cumprimento deste Instrumento.

### DAS OBRIGACOES DO EMPREGADOR

- CLAUSULA 1.ª — O Empregador receberá o Empregado no Porto de Santos, Estado de São Paulo, obrigando-se a custear as despesas de viagem de referido Porto até sua propriedade, bem como outras despesas decorrentes da mesma.
- CLAUSULA 2.ª — Quando necessário, o Empregador valer-se-á de intérprete para se comunicar com o Empregado.
- CLAUSULA 3.ª — O Salário inicial do Empregado será de NCr\$ mensais
- CLAUSULA 4.ª — O salário do Empregado não poderá ser inferior ao mínimo vigente na região onde o mesmo for exercer suas atividades, ficando comencionado o dia do desembarque, como primeiro dia de trabalho.
- CLAUSULA 5.ª — Quando algum dependente do Empregado vier a exercer atividade agrícola remunerada na propriedade do Empregador, o salário será convencionalizado entre as partes contratantes.
- CLAUSULA 6.ª — O empregador garantirá ao Empregado moradia em sua propriedade.
- CLAUSULA 7.ª — O Empregador anotará o débito e o crédito do Empregado, bem como as mercadorias ao mesmo fornecidas, em livro próprio; o qual deverá estar sempre em condições de ser apresentado a "JAMIC" — Imigração e Colonização Ltda., quando lhe for solicitado.
- CLAUSULA 8.ª — As mercadorias fornecidas pelo Empregado ao Empregado deverão ser a preço do custo, incluído as despesas de transporte, não podendo haver lucro nesta transação.
- CLAUSULA 9.ª — O Empregado manterá um livro de Registro de Empregados e providenciará a Carteira Profissional de Trabalhador Rural do Empregado de acordo com a Lei n.º 4214 de 2 de Maio de 1963.
- CLAUSULA 10.ª — Todos os atos da relação de emprego entre o Empregador e o Empregado serão regidos pela Legislação Trabalhista Rural (Lei n.º 4214/63)

#### DAS OBRIGACOES DO EMPREGADO

CLAUSULA 11.ª -- A vinda do Empregado para o Brasil, em função de presente contrato, obedecerá a legislação imigratória vigente e demais exigências para seu ingresso no território nacional.

CLAUSULA 12.ª -- O Empregado deverá comprovar sua capacitação para trabalhos agrícolas e se obrigará trabalhar na propriedade do Empregador, por prazo de anos, salvo se nesse período demonstrar capacitação;

- a) para exercer atividade agrícola como parceiro;
- b) para exercer atividade agrícola como arrendatário; e
- c) para exercer atividade agrícola na propriedade rural como proprietário.

#### DISPOSICOES GERAIS

CLAUSULA 13.ª -- O Empregador proporcionará medidas necessárias, sem criar dificuldades, quando o Empregado vier exercer novas atividades rurais, constantes da Cláusula 12.ª.

CLAUSULA 14.ª -- No caso de pendência entre o Empregador e Empregado, qualquer das partes interessadas poderá solicitar a "JAMIC" Imigração e Colonização Ltda., para servir de mediadora e se não chegar uma Solução que satisfaça a ambas as partes, será decidida de acordo com a legislação trabalhista aplicável e vigente.

CLAUSULA 15.ª -- Os contratantes elegem o foro da comarca onde situar a propriedade do Empregador, para qualquer questão oriunda deste Contrato com expressa renúncia de entrepor mais privilégio que seja.

E, por estarem as partes contratantes de pleno e comum acordo, assinam o presente, em 4 vias de igual forma e teor, na presença das testemunhas abaixo, para os efeitos legais, destinando-se a

- 1.ª - ao Empregador
- 2.ª - ao Empregado
- 3.ª - ao "JAMIC" - Imigração e Colonização Ltda.
- 4.ª - ao Instituto Nacional de Colonização e Reforma Agrária.

EMPREGADOR:

EMPREGADO:

TESTEMUNHAS:

1.ª

2.ª

#### 4. 雇用主あっせんと訓練講習

##### (1) 雇用主のあっせん

移住を希望する方は、北海道、宮城、東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫、広島、香川、福岡、熊本、沖縄に所在する海外移住事業団国内支部長にあっせんと依頼します。依頼を受けた支部では希望者本人と直接面接し適格と判定した場合、本部を経て海外移住事業団在外支部長に推せんし、雇用主のあっせんと依頼します。

注] 現地に引受予定者がある場合あらかじめ「現地推せん書」に引受予定者の氏名、住所を明記する必要があります。

##### (2) 渡航前訓練講習

あっせん中およびあっせんが成立した移住希望者は原則として一定期間(約1か月)集中的に行なう訓練講習の受講が義務付けられています。

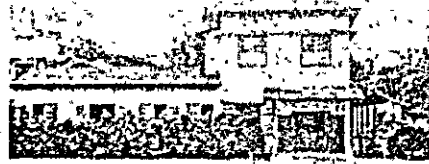
この訓練は群馬県勢多郡宮城村大字柏倉字溝ノ口所在の「海外移住研修所」で行なうこととなりますが、現地社会への適応性を高めるもので、その国のことばと社会慣習など移住者として必要な知識(ポルトガル語、トラクターの実習、保健衛生、国際教養、携行荷物等)と根性づくりを目的としています。

また、出発前の海外移住センター入所中にも語学、一般教養等必要な講習を行ない、出発に際しての最終的な準備をします。

##### ○訓練講習日程の一例

月	日	曜日	6:00~7:00 朝礼・体操 食前作業			午前の研修 (8:00~12:00)			午後の研修 (13:00~17:00)			(17:00~18:00)	(18:00~20:00) 夜の研修
			科目	講師	所 属	科目	講師	所 属	科目	講師	所 属		
12月	1日	日				入 所			(5時まで)				
2日	月		施設見学	同課式、移住	所 属	異国生活の			取 扱				
3日	火		宿舎清掃	職 場 実 習	所 属	移住地現況			と				
4日	水		農作業	ポルトガル語	伊藤エルサ	ポルトガル語			伊藤エルサ				
5日	木			職 場 実 習	所 属	移住地現況			と				

6日	金	・	農場施設見学	職員	足立啓次	研修所	南木の花卉	足立啓次	九外務省	・	映	成
7日	土	・	南米の果樹	職員	足立啓次	九外務省	体育訓練	職員	研修所	・	自	治
8日	日		休	日			休	日			・	自
9日	月	農作業	農場実習	職員	伊藤エルザ	二世	トラクターの	職員	研修所	・	自	治
10日	火	・	トラクターの	職員	伊藤エルザ	二世	取扱い	職員	研修所	・	自	治
11日	水	・	基本運転	職員	伊藤エルザ	二世	農薬の使い方	職員	研修所	・	自	治
12日	木	・	ゴルフ場	職員	伊藤エルザ	二世	ゴルフ場	職員	研修所	・	自	治
13日	金	・	南米の経済と	職員	伊藤エルザ	二世	南米の経済	職員	研修所	・	自	治
14日	土	・	雇用の契約	職員	伊藤エルザ	二世	雇用の契約	職員	研修所	・	自	治
15日	日		見学研修	職員	伊藤エルザ	二世	見学研修	職員	研修所	・	自	治
16日	月	農作業	農場実習	職員	伊藤エルザ	二世	移住地の保険	職員	研修所	・	自	治
17日	火	・	移住手続(休	職員	伊藤エルザ	二世	移住手続	職員	研修所	・	自	治
18日	水	・	ゴルフ場	職員	伊藤エルザ	二世	ゴルフ場	職員	研修所	・	自	治
19日	木	・	特別講義	職員	伊藤エルザ	二世	特別講義	職員	研修所	・	自	治
20日	金	・	出張指導	職員	伊藤エルザ	二世	出張指導	職員	研修所	・	自	治
21日	土	・	閉講式	職員	伊藤エルザ	二世	閉講式	職員	研修所	・	自	治



青年を受入れるパトロン住宅の一例

## 5. 移住の手続について

### (1) 移住申込の方法

移住を希望する方は、海外移住事業団国内支部で、移住相談のうえ申込み、必要な書類を作成してください。

#### (イ) 必要書類

移住申込書.....(県支部備付用紙)..... 3通  
健康診断書.....( )..... 3通

戸籍簿(抄)本……………(希望者本人準備)	3通
写真……………真……………(「」)	3枚
渡航費支給申請内申書……………(県支部備付用紙)	2通

注) ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ㉿ ㊿

(ロ) 現地推せん

国内支部は当該申込者の適格条件を確認のうえ、現地推せん名簿、戸籍簿(抄)本、写真3枚及び当該書類を海外移住事業団本部に送付し、本部は当該移住申込書に基づいて、在外支部に雇用主のあつせん、労務契約書作成、ブラジル国植民農地改革院(INCRA)に導入許可申請を依頼するため、現地に推せんします。

(2) 適格通知書

海外移住事業団本部は、在外支部から送付された労務契約書の内容を審査し、適正と認められる者に対して海外移住センターから国内支部を通じて「適格通知書」を移住申込者に交付します。

(3) ブラジル官憲による候補者選考

導入許可の通知を受けた後、海外移住事業団本部は移住希望者が搭乗を予定する月の約40日前に海外移住センターから(在横浜)在日ブラジル官憲による移住希望者の医療、職業選考の実施について国内支部を通じて、本人に通知します。

(4) 渡航手続、搭乗集結

適格通知書の発給を受けた移住希望者は、国内支部において次の手続を行ないます。

(イ) 健康診断……………官公立病院で受診。 単身移住者で残留父母がある場合、父母の健康診断を要します。

(ロ) 旅券申請……………県庁旅券担当課で申請

(ハ) 無犯罪証明書……………県警鑑識課で申請

(ニ) 選考書類……………国内支部で指示する書類

※上述証明書、書類を完備したうえ、海外移住センターに国内支部を通じ提出します。但し選考用書類については国内支部を通じ、海外移住事業団本部へ選考開始20日前までに提出します。書類提出を受けた海外移住センターでは、国内支部を通じ搭乗集結のための海外移住センター入所通知を当核移住者に発給しますので、移住者は概ね出発日7日前に海外移住センターに携行荷物をもって入所します。入所中の手続は次のとおりで詳細については国内支部で指導しています。

- (イ) 渡航費の支給……渡航費支給対象者は印鑑を必要とします。
- (ロ) 携行金のドル交換……源泉徴収書等が必要の場合もあります。
- (ハ) 旅券交付と査証……戸籍謄(抄)本を必要とします。
- (ニ) 支度費、集結旅費、現地交通費の支給……家族構成、海外移住センターまでの距離、移住先別等により支給額が定められます。
- (ホ) 輸送援護共済積立金の徴収……1人100円。
- (ヘ) 携行荷物の税関申告と通関……再梱包経費を若干必要とします。
- (ト) 免税通関申請用携行荷物リスト作成……認証料1件につき5～6千円要。

注] (Relação de Bensについて)

(S・42).1967・11・Decreto 61324

外国よりの携行荷物の関税取扱い

☆ 特長 事前許可なしの免税物品は、身廻品の品目で総額US\$100

現地生活上の必要物品については事前許可を建前としている。

第2条 (免税となる範囲) ……衣類及び消耗品・テーブル掛け及びシ

ーツ類・個人使用の宝石・個人、家庭又は職業上の必需品および土産品

で総額US\$100以下の場合

第7条第3項 (伯国領事館の事前許可により免税される範囲)

前提……伯国領事館から本国外務省に照会、外務省は関税収入局の意

見を徴し必要の場合にはINCRAの意見を徴した上で承認伯

…Relacao de Bens.

…Relacao de Bens.

- (A) 家具・家庭用品（含む台所陶器類・器具）……伯国における職業活動上必要とするものであることを要す。  
動物・苗……動植物防疫特別規定を遵守する。職業上必要とする器具・工具・機械・小規模の農畜機械及び農業用トラクター
- (B) 使用中の車輛（ジープ型の車・トラック・自転車・オートバイ・スクーター）……本国出発前6か月以前から所有していることを証明出来ること。各移住者又は各家族グループに対し1台限りであること。
- (C) 自動車・舟艇・飛行機……原市場価格が装備を含めU S \$ 35,000を超えないもの  
各移住先又は各家庭グループに対し1台限りであること。

第8条第1項（INCRAの提言に基づき外務省の意見を徴した上関税政策審議会が承認する範囲）

移住者、移住者のコロニア、又は協同組合が携行する次のものに対し輸入税を免除する。

イ、農畜産用機械及び設備・漁船

第10条 ① 移住者の財産目録は本国出発前に領事官憲により受理され認められなければならない。仕切状・免許証・登記販売票その他の書類を提出しその所有権を立証し、領事官憲の判定を受けること。

② 機械、設備、器具については上記の証憑の外に伯国領事官憲が認めた信用ある専門機関発給の証明書を提出しなくてはならない。これは現在価格、製造年度、廃品でなく完全な状態にあること。修理再生品か否か明示のこと。

③ 数量と価格は受益者の経済的または職業的条件に相応するも

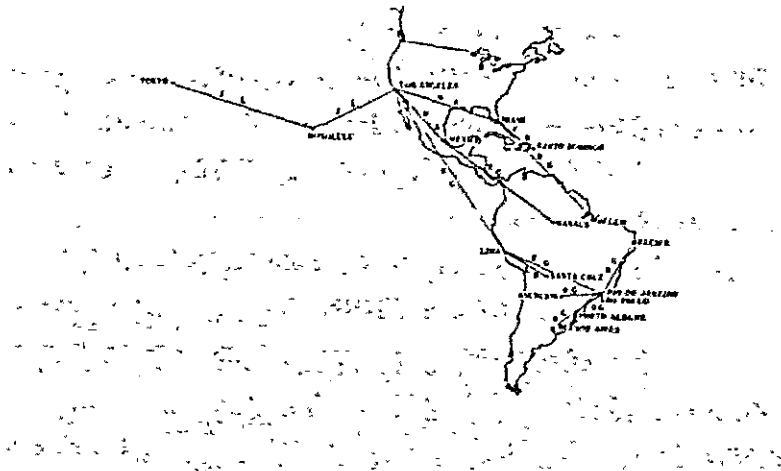
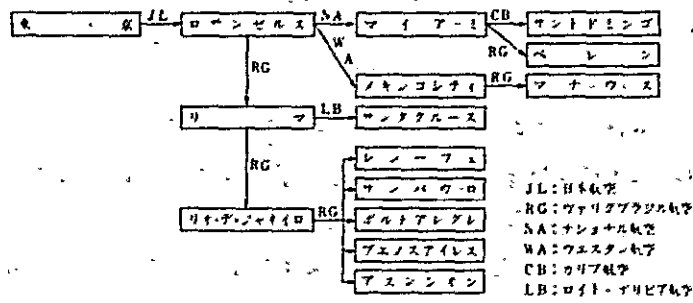


のでなくてはならない。従って受益者の身分は厳格に格付けされる。



第1回航空機利用南米移住者

(5) 移住先別渡航ルート



※飛行機内での注意

- \* スチュワーデスの案内で指定の座席につきます。
- \* ライターの子燭ガス、火器などの危険物の持ち込み、またポータブルラジオの使用は厳禁です。
- \* 衣類は棚に、バッグやカメラは足もとにおきます。
- \* NO SMOKING のサイン中は禁煙です。機内でのタバコは紙巻だけで、葉巻やパイプタバコは禁止です。
- \* FASTEN SEAT BELT のサイン中はベルトを締め歩行は禁じられています。
- \* 食事中に椅子をたおすと後席の人が困ります。
- \* サービスのお茶をいらない時は、ハッキリ No thank you とお答えください。
- \* 機内では、上着をめぐるのは自由ですが、寝巻などには着がえられません。
- \* TOILET に入ったら必ずカギをかけ、使用後は、Flash のボタンを押して必ず水を流しましょう。
- Occupied は使用中 Vacant は空き
- \* あなたの到着地が近づく、入国カード (Disembarkation Card) が渡されますので正確に記入します。
- \* 通過着陸のさい、休息に降りたいときは2種類のカードを渡されます。1枚は機内にもどるときに見せる (Transit Passenger Card) で、もう1枚は機内での無料飲食券 (Order of Refreshment) です。
- この時、貴重品や旅券などは必ず身につけてお降りになるようお忘れなく。
- \* 持込みの酒類は飲まないのが原則。欲しいときはスチュワーデスに注文します。
- \* 隣席が外人の場合、席を立つときは "Excuse me" もどるときは "Thank you" の一言を。
- \* 食事ときはスチュワーデスのいちばん忙しいときです。狭い通路を歩きま

わったりしないお心づかいを。

#### ※ホテルについて

#### カギ

入室したら、ドアは必ず締めてください。外出するときはもちろん、ホテル内のちょっとした用足して部屋を空けるときも、カギは必ずかけましょう。盗難が多いようです。鞆にもカギをお忘れなく。

部屋の錠には、内側の押しボタンだけで、しめるとそのままカギのかかるものがあり、必ずカギを持って出てからドアを閉めるようにしてください。

#### 部屋のそと

部屋の一步そとは、廊下でも公道と同じとされています。スリッパやゆかた、パジャマ姿で歩くのはエチケット違反です。

#### 風呂(Bath)の使いかた

- ①湯槽(タブ)に3/4ほど湯を入れ、
- ②その中で石ケンを使って洗い、外では洗えません。
- ③洗い終わったら、水栓をぬいて湯を流し、
- ④シャワーを使って湯槽の中で石ケンを落します。

※このとき、カーテンを締め、必ず湯槽の中にたらし、湯がそとに飛び散らないようにします。

\*シャワーのないときは、いったん湯をぬいたあと、再び栓を締めて湯を出し、石ケンを落します。

#### 注意

- ・使用後は、専用であっても湯槽をきれいに拭いておきましょう。
- ・湯槽のそばに下がっているヒモは、変事にホテルの人を呼ぶためのものです。
- ・浴室に、婦人用のビデという器具がついている場合があります。便器とお間違えのないように。

## レストラン

ホテルの食堂、レストラン、そのほか正式の食事をとる場所では、つぎの点にご注意ください。

- \*ネクタイ、上着を必ず着用のこと。
- \*席はご自分でさがさず、入口でボーイの案内をお待ちください。

## 食事のマナー

- \*椅子は深くかけ、両ひじをテーブルにのせないこと。
  - \*ナイフ、フォークは外側から順序よく使い、パンは小さくちぎって食べます。
  - バター用ナイフは前方左側、デザート用は前方中央です。
  - \*パンは左手 水は右側のが自分のもの。
  - \*スープをはじめ、料理は音をたてずに食べましょう。
  - \*スープは、スプーンの横から口へ流しこむと音がしません。
  - \*ゲップは禁もつ。
  - \*バター、塩、こしょうなどに手が届かないときは、近くの人に取ってもらいましょう。
  - \*ナイフやフォークを落したときは、自分で拾わず、必ず給仕人に始末させます。
  - \*お酌、手酌の習慣はなく、給仕人がやります。
  - \*食事中はなるべく席をたたないように。
  - \*飲みすぎて酔体を見せないこと。
  - \*タバコは、デザートコースになるまで遠慮すべきでしょう。
  - \*揚子は、自室以外では使わない方が無難。
- ## レディーファースト
- \*エレベーターの乗り降りは婦人が先きです。また、男性は、エレベーターの中では帽子をとるのがふつう。
  - \*バスや、階段をのぼるときは婦人があとで、降りるときはレディーファースト

スト（婦人が先き）。

\* 婦人の前でタバコを吸うときは、<sup>マイ・アイ・スモーク</sup>“May I smoke?” と必ず断ってからにしましょう。

\* 道路を歩くときは、婦人を車道より内側にします。

そのほか

\* 公共用ベンチに靴、トランクなどをのせないこと。

\* 人前でのゲップは絶対に禁もつ。

\* 路上にツバをはいたり、紙クズ、すいがらは捨てないこと。罪せられる罰もあります。

\* たとえ裏通りでも、路上屋外での放尿は厳禁です。

\* 大声はつねにつつしみましょう。

\* 人前では、耳、鼻などに指を入れないこと。また、靴や靴下にふれるのも失礼になります。

\* 意味なくニヤニヤすると嫌がられます。

〔参考〕 航空会社所在地

日本航空

- 本社 東京都千代田区丸の内2-7-3 東京ビル内  
Tel. 213-6211
- 東京支店 東京都千代田区丸の内1-8-2 第2鉄鋼ビル内  
Tel. 747-3111
- ホノルル支店 165 South King St. Honolulu HAWAII 96813  
U.S.A. Tel. 521-1441
- ロサンゼルス支店 555 West Seventh St. Los Angeles CALIFORNIA  
90014 U.S.A. Tel. 620-9580

ヴァリグブラジル航空

- 東京支店 東京都千代田区丸の内1の1の1パレスビル内  
Tel. 211-2626
- ベレン支店 Av. Presidente Vargas, 363, Belem Tel. 23-3154
- マナウス支店 Rua Guilherme Moreira, 286, Manaus  
Tel. 2-0179
- レシーフェ支店 Av. Guararapes, 120, Recife Tel. 24-1911

- リオ・デ・ジャネイロ支店 Av. Rio Branco, 277 Loja Guanabara  
Tel. 232-4300
- サンパウロ支店 Rua Cons. Crispiniano, 375, Sao Paulo  
Tel. 35-8151
- ポルトアレグレ支店 Av. Borges de Medeiros, 364, Porto Alegre  
Tel. 24-6333

(6) 渡航手続・機中経費

渡航手続および機中で必要な経費は、次のとおりですが、渡航費、支度費、集結旅費の助成もあります。

(イ) 健康診断料金 (7,500円程度)

移住申込用健康診断料…………… 500円程度

査証用健康診断料…………… 7,000円程度

(残留両視、健康診断含む)

(ロ) 査証及び認証料金 (6,875円程度)

旅券査証料 (1通につき) ……1,875円 (自由移住者のみ)

携行荷物申告認証料 (1件につき) …… 2,250円

” 翻訳料 (1件につき) ……最低 2,750円

(ハ) 旅券下付料金 (1件につき) …… 120円

(ニ) 写真作成料 (12枚程度必要) ……約 1,200円

(ホ) 戸籍謄(抄)本 (10通程度)……………約 500円

(イ)～(ホ)=16,570≒17,000円

(ヘ) 機中雑費…………嗜好品 (タバコ、ウイスキー等) の購入程度。

(ト) 渡航費、集結旅費補助

—渡航費補助—

日本の東京空港から移住先空港までの航空賃は原則として、単身80%、家族100%が海外移住事業団から支給されます。

但し、本人の年間所得によって全額自己負担になることもありますので詳しくは最寄りの国内支部にお問合せください。

—支度費—

海外移住事業団より次の基準で支給されます。

12才以上.....	7,000円
3-12才未満.....	3,500円
3才未満.....	1,700円

—集結旅費補助—

移住者に対しては、国内の現住地(最寄り駅)から海外移住センター(横浜：根岸駅)までの旅客運賃実費額の半が、海外移住事業団から支給されます。

(7) 移住者の携行荷物

携行荷物は、移住者各人の手持資金、希望、所有状況等によって異なりますので、一概に規定することは出来ませんが、移住先国別通関料等の問題もあり、これ等をよく考え合せたうえ、携行荷物を決める必要があります。

携行荷物を準備するについては、次の事項を参考にして下さい。

1) 衣服類

イ、現在手持のものは、夏冬物とも全部携行して下さい。オーバー、セーターも充分役立ちます。また、作業服は中古品でよいからなるべく持って行かれたらよいでしょう。

ロ、綿製品下着類は、現地製品は高すぎるものが多いので、できるだけ携行するようにして下さい。長袖シャツ、パンツ等も6-7着準備する必要があります。

ハ、雨具類(合羽)も、手持のものは携行して下さい。

2) 寝具類

昼夜の温度差がありますので、布団、毛布等使用中のものも携行されたいでしょう。

### 3) 履物

地下足袋(5足程度)、ゴム半長靴(2~3足)、その他サンダル類も持参すると非常に便利です。

### 4) 医薬品

薬品類は、ほとんどのものが入手できますから特に心配いりませんが、緊急の場合に備えて救急薬品箱程度は持参して下さい。

### 5) その他日用品

イ、現在使用中の台所用品は出来るだけ携行すること、新規に購入する場合は、つとめてアルミ製品やプラスチック製品を購入してください。

ロ、カメラは手持があれば携行する程度で新規購入の必要はありません。

トランジスターラジオ(日本からの短波放送が受信できるもの)を携行すると非常に便利です。

なお、荷物の内容、荷造り、輸送等詳細については国内支部にご相談ください。



※ 携行荷物の対処方法

1. 方法

- 1) 超過料金を支払って携行する。
- 2) 別送荷物として空送または船送する。

年令2才以上の者の無負携行許容量は20キロ(2才未満は適用なし)までで、これを超える場合は、上記のうちいずれかの方法によりますが、空送は費用、手続等の事情から好ましくありません。

2. 費用の対比

- 1) 超過料金(超過して携行する場合)

1kgにつき一等航空運賃の1%

(例)

行先地	1kgあたり料金	行先地	1kgあたり料金
サント・ドミンゴ	3,055円	ポルト・アンブレ	3,936円
ベレン	3,736	アスンシオン	3,936
リオ・デ・ジャネイロ	3,915	ブエノス・アイレス	3,936
サンパウロ	3,915	サンタクルス	3,785

- 2) 航空機による別送料金

① 運賃(1kgあたり)

行先地	基本料金	45kg以下	45kg以上	100kg以上	200kg以上	500kg以上
サンパウロ リオ・デ・ジャネイロ	7,392円	2,354円	1,781円	1,642円	1,522円	1,097円
ベレン	7,392	2,030	1,525	1,411	1,291	940
ブエノス・アイレス	7,392	2,492	1,876	1,738	1,617	1,180
アスンシオン	7,392	2,437	1,833	1,697	1,577	1,143
サンタクルス	7,392	2,326	1,759	1,608	1,488	1,088

航空路安全施設のための料金として上記による運賃合計に航空運賃の2%(約5,000円)が加算されます。

- ② 業者取扱料(1件につき)

100kg以下の場合 5,600円

100kg以上の場合 20kg増す毎に500円加算されます。

- ③ 航空保険料  
荷物の価格（申請値）の合計値に対して2.5パーセント

④ 翻訳料

イ. ブラジル

R.D.B 1枚につき 5,000円

1枚増す毎に900円加算されます。但し上記には査証料を含みます。

ロ. バラグアイ

1件につき 5,000円

ハ. その他の諸国

不 要

⑤ 梱包料

船送と異り、通常カートン梱包で充分ですが、再梱包を希望する場合の費用は次のとおり。

区分	カートンの大きさ	料 金	区分	カートンの大きさ	料 金
小	33×25×22(cm)	400(円)	大	58×35×44(cm)	800(円)
中	40×30×30(cm)	600(円)	特大	65×48×55(cm)	1,200(円)

人形等破損しやすい場合は、木箱梱包となるが、費用は船送の場合を参照のこと。

費用の例

30kgの場合

- ①運 賃 72,033円  
②取 扱 料 5,600  
③梱 包 料 (約) 1,800

④ 保険料(約) 5,000円

「申告額20万円」

⑤ 査証料・翻訳料 9,000

計 93,433円

3) 船便による別送

① 運賃・査証料

運賃算出方法
$1 \text{ MT (40cf) の運賃} \times \frac{X \text{ cf}}{40}$

	ブラジル	アルゼンチン	パラグアイ	ボリビア
1. 運賃(1MT)	23,125円	23,125円	23,125円	29,971円
	ベレン直行便がない場合は加算される。		(横浜/ブエノス)	(横浜/アリカ)
(最低運賃)	(14,040)	(14,040)	4,220円	不明
			(ブエノス/アスンシオン)	(アリカ/サンタクルス)
2. 通貨調整 Currency Surcharge	通常運賃合計額の10%	左記に同	左記に同	通常運賃合計額の14%
3. 船会社査証料 (B/L1件につき)	1,848円	1,848円	1,848円	1,848円
4. 海上保険料	荷物申告額の2.5%	左記に同	左記に同	左記に同
5. 査証料 (翻訳料)	R. D. B. 1枚 5,000円1枚 増す毎に加算 額900円	不要	1件 5,000	不要 アリカにお ける海上税運賃 の3%

※ 1MTの運賃(40才の運賃)は移住者に限り下表通常運賃の25%割引された金額。

通常運賃

	通常運賃
ブラジル	30,840円
アルゼンチン	30,840
パラグアイ	30,840
ボリビア	39,963

- 注：1. 1cf=1才(1尺立方)を示す。  
 2. 1MTは40才の運賃を示す。  
 3. xcfは、自分の別送する荷物の量才を示す。但し、ブラジル、アルゼンチン、パラグアイの最低運賃は24.3才以下、ボリビアの最低運賃は22.9才以下の場合である。

② 船積手数料

※ 40cfまで※7,200円 (8,400円)

40cfを超える場合20cf増す毎に※2,400円 (2,600円)

※表示額は事業団扱い移住者の場合であり( )内は一般料金

③ 梱包料

	1 cf当り料金		1 cf当り料金
10cf以下	400円	60cf~100cf	330円
10cf~25cf	380	100cf~200cf	300
25cf~60cf	350		

費用の例

40cfの場合

	ブラジル各港	アルゼンチン	パラグアイ (横浜/ブエノス)	ボリビア (アリカ/ヤンタラス)
海上運賃	23,125円	23,125円	23,125円	29,971円
運賃調整(10%)	3,084	3,084	3,084	4,196
船会社在証料	1,848	1,848	1,848	1,848
船積料	7,200	7,200	7,200	7,200
海上保険料 (20万円として)	5,000	5,000	5,000	5,000
翻訳料 (在証料を含む)	9,000		5,000	
水陸路運賃			4,220 (ブエノスアイレス)	*不明
海上税 (アリカ)				899
合計	49,257	40,257	49,477	

※ボリビア移住者の荷物についてはアリカ、ブエノスアイレスいずれを中継地にするか検討中。

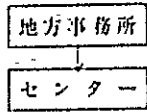
梱包料は含まれていません。

3. 荷物の明細書

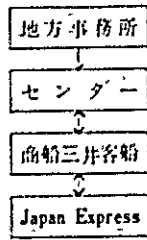
- (1) 別送荷物がある場合は、携行荷物明細書とは別に別送荷物明細書を作成します。

(2) 明細書作成事務の流れは次のとおり。

イ. 携行荷物



ロ. 別送荷物



B/Lの作成

必要書類の作成

船積

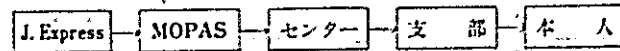
料金徴収

4. 荷物の発送先

センターから都度通知します。

5. 船荷証券 (B/L)

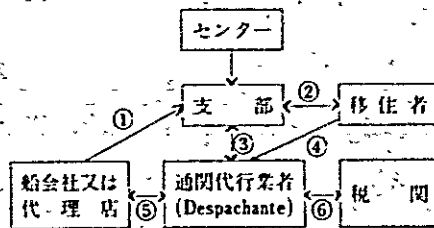
本人受領までのプロセス



6. 荷物の受取り

ブラジル

(1) 通関手続きのシステム



- ① 荷物到着の確認
- ② 荷物到着についてのインフォメーションと指導
- ③ 通関業務に係わる手配・進捗状況の確認、移住者・業者間の調整
- ④ 荷物の受け取り、料金支払い、業者に対する通関事務代理委任状は支部を通じ業者に手交します。
- ⑤ 必要手続
- ⑥ 通関手続

#### 留意事項

- ① 業者の選定は任意ですが、選定を支部に一任するか否かを渡航前にセンター宛申告します。
- ② 支部に一任しない場合は本人或いは現地関係者が諸手続を行うこととなります。
- ③ センターは申告書を一括関係支部に送付し、支部は依頼を受けた移住者につき次のことを行います。
  - イ. R.D.B.の Reconhecer firma (サイン認証)
  - ロ. Procuração (委任状) 等の作成と関係書類の業者への送付
  - ハ. 可なれば通関時の通関立合い
  - ニ. 移住者に対し、諸状況についてのインフォメーションの提供と指導
  - ホ. 荷物引取時の移住者に対する便宜供与と指導
  - ヘ. 船会社(代理店)・通関業者と密接な連絡を保つ
- ④ 課税。業者に対する謝金等の軽減又は通関時の紛争について、支部はブラジル国法規上介入できない場合もあることをご承知下さい。

(2) 荷物到着から通関までの所要日数

	所要日数		所要日数
ベレン港	約1週間	リオ・デ・ジャネイロ港	7日～10日
レシーフェ港	約1週間	サントス港	15日～30日

6. 在外支部管内概況

(1) サンパウロ支部管内

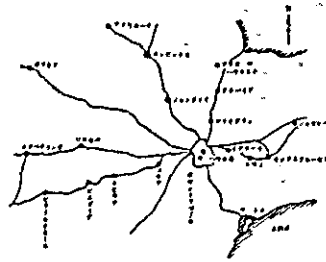
ブラジルの中でも、サンパウロを中心とした、南部一帯は最も開発の進んだ地域で戦前渡航した約19万人の日本人移住者の多くは、この地のコーヒー園雇用農業から出発、幾多の曲折を経て今日の基礎を築きあげたのです。

組合員約1万人を擁するコチア産業組合のほか南伯産業組合中央会等の大農業協同組合があり、日本人移住者の農業に占める地位は非常に高いものがあります。戦後の雇用農業移住者の受入母体は、主として、これらの組合に属する戦前の日系農家ですが、なかには戦後雇用農で独立したものや海外移住事業団直営移住地で後続移住者の引受農家になる例もでています。

サンパウロには農協ばかりでなく、サンパウロ日伯援護協会もあり、新旧移住者の医療、生活向上等の相談にもあたっています。海外移住事業団も巡回診療を業務委託しています。

なお、1970年10月1日現在、在外公館調査によると、ブラジルに永住する日系人は約645,000人に達し、このうち日本国籍を有する者は約146,000人、戸数にして63,427戸と推定されています。サンパウロ支部管内ではサンパウロ州48,714戸、パラナ州8,294戸、マツトグロソ州1,508戸となっています。

[サンパウロ近郊略図]



(イ) 雇用農受入地区の位置及び管農形態

この地域の管農形態は概ね次のように大別されます。

- 果樹栽培農家 (桃, ブドウ, ゴヤバ, ミカン, 柿, ピワ等)
- 花卉 " (カーネーション, バラ, グラジオラス, 菊, 鉢物等)
- 野菜 " (トマト, キャベツ, 人参, レタス, セロリ, その他)
- 畜産 " (養鶏, 養豚, 牧畜)
- ジャガイモ専業及びこれらの混合経営農家

地区	サンパウロからの方位 及び距離	管農形態概要
コチア地区	西南へ 35km	野菜, 養鶏
イビウナ地区	" 71km	野菜, ジャガイモ, 養鶏
ピエダーデ地区	" 98km	野菜, ジャガイモ, 桃, 養豚
ピラルド・ド・スール地区	" 143km	野菜, ジャガイモ, 雑穀, 桃
ジュンジャイ地区	北西 61km	花, 桃, 野菜
カンピーナス地区	" 100km	ジャガイモ, 野菜, 養豚, ブドウ
マリーポラン地区	北 30km	果樹, 野菜
アチバイア地区	" 64km	果樹(桃, ブドウ, ゴヤバ)
ブラガンサ・バウリス地区	" 88km	ジャガイモ, 果樹(桃, ミカン, ブドウ)
スザノ地区	東 37km	花, 果樹, 養鶏
モジ・ダス・クルーゼス地区	" 48km	花, 果樹, 養鶏, 養豚
サン・ヘルナルド・ド・カンゴ地区	南 30km	花(クラボウ菊), 養鶏
レジストロ地区	南西 185km	茶, バナナ, パイナップル, 野菜
バストス地区	西 560km	養鶏, 養豚
アルジャー地区	東北 30km	野菜
イタケーラ地区	東 23km	果樹(桃, ゴヤバ)
サント・マアロー地区	南西 48km	野菜, 花, 養鶏
オウリーニョス地区	西 375km	コーヒー, 牧畜, 雑穀





ジュンジャイ地区のブドウ栽培で  
成功している日系人住宅(上)



みごとな実をもったブドウとブドウ園(下)

(ロ) 移住者定着のための援護

- 1) 地方相談員による地区内相談……仲間意識、連帯感の醸成と孤立感の解消
- 2) 巡回営農生活指導……独立、結婚、生活相談
- 3) 農業講習会開催の検討実施……最新情報の把握、研修、他地区との視察、融和
- 4) 独立融資の検討実施……ポンプ、トラクター、土地購入資金融資の三段階連関融資による分益、借地農業段階者の独立援助を検討し融資を実施。
- 5) 雇用農業移住者のあっせんに関する分益請負条件の一般的基準の検討

※地方の慣行に準拠するため、多少の差異を生ずるが下記の条件を基準としてます。

○花卉、苗木……本人の能力、技術、稼働力により、耕作面積、または、受持温室を決める。

営農費、生活費等は耕前貸し(営農費はそれぞれ歩合率に準じて負担)、精算後、純益の50%を移住者が取得する。球根増殖、苗木育成用の余作地を与える。(無償貸与) 芽接ぎ、交配等、技術者の場合は相当給料

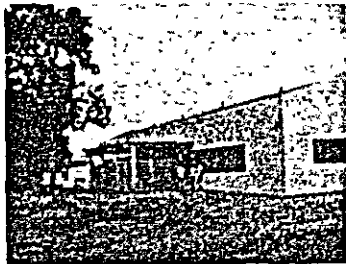
を支給するほか、仕事量に応じて歩合を支払う。

○養鶏(採卵鶏)……稼働力、能力、経験に応じて受持羽数を定める。最低2か年の契約で育雛より産卵売渡しまでとする。鶏舎、育雛器、その他の器具類は、すべて耕主負担。営農費、生活費は耕主が前貸し、営農経費は歩合率に準じ、それぞれ負担、精算後、移住者の純益を50%とする。但し、鶏糞は耕主がとるものとする。

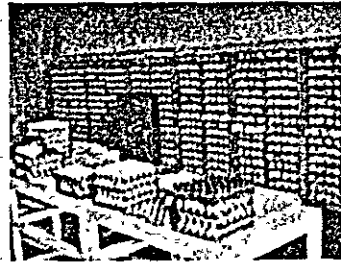
○養鶏(採肉鶏)……稼働力、能力、技術等により、受持羽数及び回数を定める。

育雛より売渡しまでを1回とし、90日毎に精算する。

鶏舎、育雛器、その他の器具類は耕主負担。営農費、生活費は耕主が前貸し、営農経費は歩合率に準じてそれぞれ負担、精算後純益の40%を移住者が取得。但し鶏糞は耕主のものとする。



モジ・ダス・クルーゼス地区の  
日系人が経営する養鶏孵化場



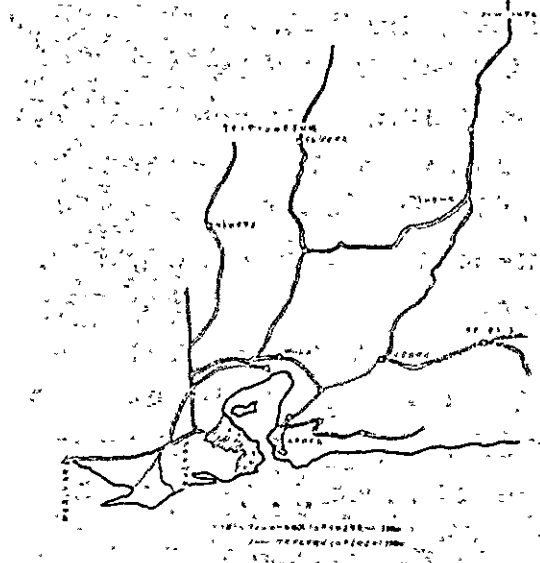
孵化場内の選別された鶏卵

## (2) リオ・デ・ジャネイロ支部管内

リオ・デ・ジャネイロ市は人口約426万、グワナバラ州の首都、サンパウロとともに、二大商工業地帯であり、また、世界3大美港の一つとして有名です。

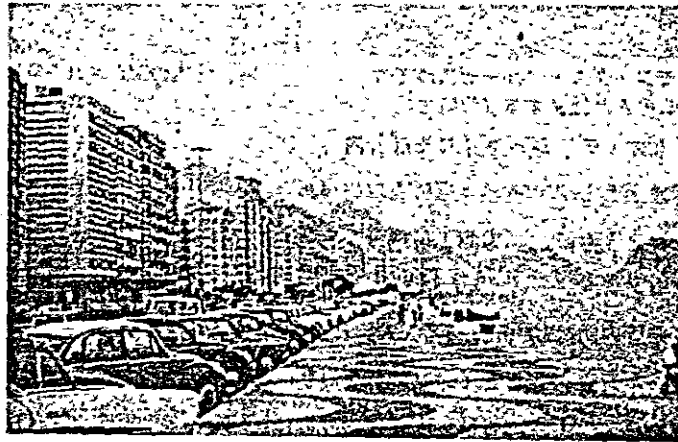
この管内には約679戸1,500人の日系人(うち、ブラジリア連邦区230~250戸)農家が散在しており、営農形態は花卉、そ菜、果樹、養鶏などの近郊型農業です。海外移住事業団の直営移住地フンシャルにも45戸が入植し、そ菜、養鶏、果樹等を主体に営農を行なっています。

○リオ・デ・ジャネイロ州およびグアナバラ州の略図



※営農形態

- ニチロイ市近郊……………そ菜、マンジョカ、花、バナナ等ごく少数
- フンシャル移住地……………養鶏、そ菜、ゴヤバ
- ノーバフリブルゴ地区……………花卉、そ菜



リオのコパカバーナ海岸

### (3) ベレーン支部管内

ベレーン市は人口約63万、アマゾン川口から138kmの地点にあり、パラ州の首都。アマゾナス州、パラ州、そのほかアマゾン川流域の開発の拠点であり、ゴム、カカオ、ジュート麻、胡椒（ピメント）の輸出港です。胡椒（ピメント）、ジュートは、日本人の手によって移植されたものでこの地方における日本人の活躍は高評をうけています。

日系人社会には、戦前の南米拓殖株式会社の植民地を中心とするベレーン・トメアス地区と高拓生（日本高等拓殖学校出身者）を中心とするアマゾン中流地区とがあります。

昭和の初期、日本人の手で開発されたジュート栽培は現在は現地人の手に移りつつあります。北ブラジルは地価が格安で、ピメントという基幹作物が確立しているので、戦後の雇用農業移住者の独立は南ブラジルより容易であるといえましょう。

管内の日系人戸数はパラ州1,279戸、（パラ州は広さは日本の約3.5倍、人口約200万）、アマゾナス州237戸、その他108戸となっています。アマゾン流域は原始林におおわれ豊かな資源と降雨に恵まれた日本の約10倍もある広大な地域が未開発の宝庫といわれており、この地域の開発は世界における注目的となっています。

海外移住事業団では散在する日本人移住者の援護指導に当ると共に、特に移住者社会の後継者となる青年移住者を求める地域に対し、移住希望者のあっせんを積極的に行なっています。

#### (イ) 主な雇用農業移住者の受入地域

○ベレーン市近郊（いずれもベレーン市からの距離）

コッケイロ地区（15km）	} いずれもベレーン市から東へ 国道BR-22号線を上る。
サンタ・イザベル地区（32km）	
カスティアール地区（62km）	
サリーナス地区（250km）	

オーレン地区 (162km)

○トメアスー (①はトメアスー十字路, ②トメアスー港)

トメアスー地区 { ①ベレーン市より空路南へ115km-30分  
② // // // 船便で270km-13時間

第2トメアスー移住地 (十字路より西南へ30km-約30分-40分)

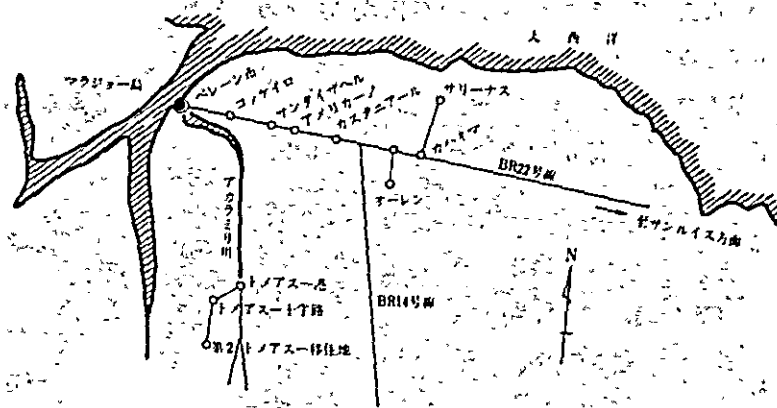
(ロ) 営農形態

○ベレーン市およびその近郊の営農

ピメンタ+そ菜, ピメンタ+養鶏

ピメンタ+養鶏+そ菜, ピメンタ+マラクジャ+メロン

○ベレーン近郊およびトメアスー地区の略図





収穫をまつ胡椒(ピメンタ)園

特長……ベレーン市(63万人)という大消費地を持っていることから営農形態は永年作物のピメンタを柱として、そ菜(トマト、キャベツ、キュウリ、ピーマン、西瓜等)、鶏卵を中心としたものです。

最近では南ブラジル市場向けの高級メロン(スペイン種)とかマラクジャ(ブラジル国産西蕃蓮科の果実で高級ジュースとして世界的に需要が高くなっている)の生産を組込んだ多角的経営をする農家が増えています。

#### ○トメアスーの営農

第1(旧)トメアスー、第2トメアスー移住地ともにピメンタで育ち、ピメンタで栄えています。最近ではピメンタ単作の危険を考え、廃園を利用したカカオ栽培、乳牛の導入を計る農家が増えつつあります。

北ブラジルは国際商品「ピメンタ」に相当大きく依存した農業形態ですが最近では上述のとおり単作の危険を排し、万一の場合に対処できる農業ということを考え、熱帯地域の特性を生かした作物の導入を計っています。現在試作等による結果から、ニッケ(支那、セイロン両種)、パチョリー、ウルク、バニラ等が第2作物として栽培されつつあります。

また、柑橘類についても良質のものが栽培されており、有望視されています。パパイヤ、バナナ、パイナップルおよび柑橘類といったものはほとんどの農家で栽培されており、食卓をにぎわしています。

※ベレーン市近郊には約 500 家族、トマスーには 560 家族の日系人が入植し、主としてピメンタ（胡椒）を栽培しており、両地区の胡椒栽培本数は約 690 万本に達し、世界総生産量の約 2 割にあたる 11,000 トンを生産しています。



胡椒(ピメンタ)の実

#### (4) レシーフェ支部管内

レシーフェ市は人口約115万、東北ブラジルにおける政治、経済、文化の中心地で、砂糖、油脂原料などの輸出港。

オランダ人が最初に征服し、植民した土地でその遺跡が残っています。市内には運河が多く「南米のベニス」の名があります。

東北部ブラジルには戦前からの日系人はほとんどおらず、戦後連邦州政府等の移住地に入植しています。管内邦人戸数は、ペルナンブコ州 157 戸、バイーア州 223 戸、その他 77 戸となっています。

ブラジルにおいて東北地域は、目下開発の焦点になっており、脚光を浴びる日も近いと思われます。

#### (イ) 主要移住地の営農形態

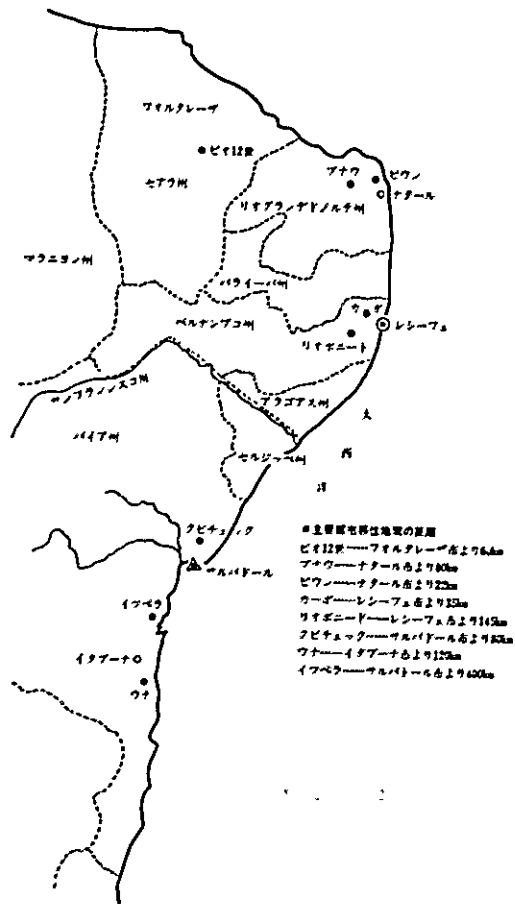
ピオ12世……そ菜、メロン、スイカ、トマト、キャベツ、養鶏

ピウン……バナナ、米、そ菜

ブナウ……バナナ、パインアップル、米、そ菜

- リオ・ボニート……マラクジャ、ゴヤバ、そ菜
- カーボ……………柑橘、そ菜(スイカ、キュウリ)、養鶏
- ウナ……………ゴム、カカオ、米、豆、とうもろこし
- イツペラ……………丁字、油椰子、カカオ、雑作、そ菜、養鶏
- クビチェック……………丁字、ピアサバ椰子、そ菜、養鶏

○支部官内の略図





(5) ポルト・アレグレ支部管内

ポルト・アレグレ支部はリオ・グランデ・ド・スール<sup>\*\*\*</sup>(面積282,184平方杆) およびサンタ・カタリーナ州(面積94,798平方杆)の2州を管轄しています。

ポルトアレグレ市は人口約98万人、リオグランデドスール州の首府で、南ブラジルの政治経済の中心地です。

この州は、米、羊毛の主要産地で、四季の区別がはっきりしており、気候的には温帯で、ドイツ、イタリア系の人により開発された地域なので最もヨーロッパ的な雰囲気があり、日本人にも適しています。日系人は戦前が少なく、戦後、雇用農、分益農として入国したものが大部分です。現在、日系人は約600家族、3,000人余とみられ、リオ・グランデ・ド・スール州450家族、サンタ・カタリーナ州150家族となっています。

サンタ・カタリーナ州のほぼ中央に近く、同州農地改革院(IRASC)経営のラーモス移住地には、76家族が入植し、ネクタリン(油桃)栽培に実績をあげつつあり、評価を高めています。

海外移住事業団も、融資ベースにより、イボチ、イタチ等の小移住地形成に援助しています。総じて、移住者の社会的、経済的基盤はまだまだ浅いが、今後の発展は大いに期待されています。

(イ) 主要移住地の営農形態

ラーモス……ネクタリン、ブドウ、リンゴ、雑作(とうもろこし、豆類、小麦)、養豚

イボチ……ブドウ、そ菜、養鶏

イタチ……バナナ、バインアップル、そ菜、養豚

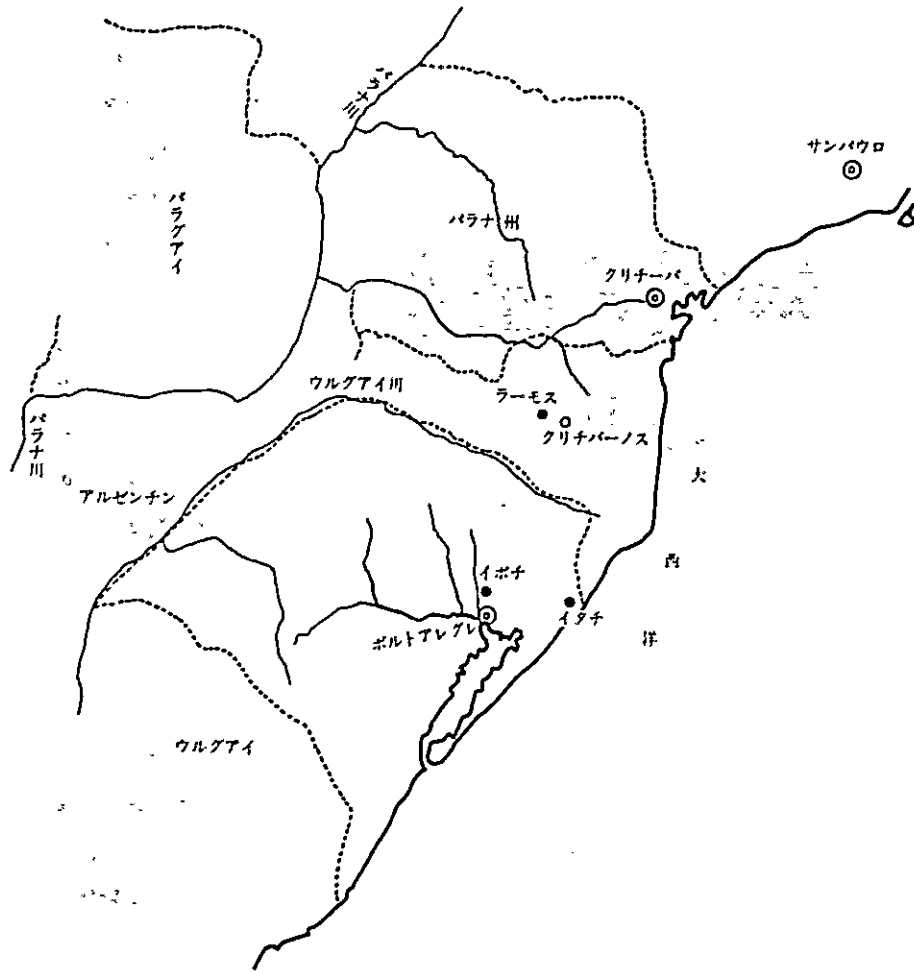
(ロ) 主要都市移住地間の距離

ラーモス……クリチーバノス市より23km

イボチ……ポルト・アレグレ市より45km

イタチ……ポルト・アレグレ市より67km

○管内移住地の略図



## 7. 独立営農への道

### (1) 独立への段階的過程

就労初期の時代から、独立営農への道は、安易な平坦な道ではありません。就労初期の時代における日々の農作業の中で、言葉・農業習慣（営農手順



パトロンのもとで就労中の青年たち

等を含めた、農業事情等)を身につけると共に、農場管理技能を一步一步マスターする地味な努力が必要とされます。

この努力の積み重ねが、分益農（雇用主農場の一部作目の栽培管理によりそこから上った利益の約50%を得る）に進み、更に借地農業から独立農業と進展していきます。

### (i) 就労初期

この期間は俗に金が残らないといわれます。

それは最低賃金を支給され、食事、住居を保証されているとはいえ、衣服・嗜好・衛生・娯楽等に消費すれば残るまでに至らないのが現実です。

そのため現行賃金のアップよりも独立に際して雇用主の協力・援助を求めることが総べてに得策との見解が生じますが、ここで留意しなければならないことは①独立には金がかかること②パトロンが独立後も担保物件の提供や借入金の保証人になる義務は、契約書等に明記されている訳ではなく、あくまでもパトロンの人間性に訴える本人の努力が基本となっており、大過なく雇用時代を無事努めあげたといって、当然パトロンが援助してくれるということではありません。

もとより海外移住事業団としては、出来得る限りよい賃金を支払い、ま

た指導力のある人間性に富んだパトロン（雇用主）にあっせんするよう努力しておりますが、要は相互間の日常就労上における心掛けによる信頼感の高揚が最も大切な独立準備期への要素となりましょう。

#### (ロ) 独立準備期

青年が独立資金を蓄えることの出来る機会は、パトロンのもとで無事就労期間を終了、独立準備期（主として分益）にはいってから始まります。

この時期は、パラナ州におけるコーヒー栽培等を除き通常、営農所要経費はパトロンが前払いし収穫後粗収入の中から前払い経費を差引き残った利益を一定の割合いで分け合うこととなります。

なお、この独立準備期は余地を与えられることもありますが、一般的に労働余力がないのが普通で余地利用による収入は、あまり期待出来ません。

あくまでも自力栽培による営農だけに栽培技術の向上を図るには一番よい機会です。

また、収穫が好成绩であればまとまった利益配分と信用とが得られ一石二鳥といえます。

通常、この時期は2～3作を続ける傾向にあり1作目で営農資材としてポンプを購入、2作目には消毒器材を、3作目で独立資金を蓄積するようです。

#### (ハ) そして独立

(ロ)の段階を経過した後、所要の独立資金手当の見透しも出来、心構えが出来るといよいよ独立の第一歩である借地農へと進みます。この場合の借地料は地価の1～2割が通例のようです。

十分な資金を確保できる人は借地農の道を選らばず、すぐ1人立ちも可能です。

#### (2) 青年移住者の具体的独立例

##### ※花卉栽培独立者の紹介

#### (ア) 田代光男君の場合

群馬県前橋市上大島町出身で昭和43年2月南ブラジルに渡る。

工業高校在学中から日本でのサラリーマン生活に一生をかける自分の道に疑問を抱き、移住クラブ連盟の講習会に参加する等、ブラジルに渡るための研究を始めた。学校卒業後も会社に勤務するかたわら群馬県の南十字星友の会に入会し、高校・実社会とも全く関係なかった農業の道を選んだ。ブラジルでは、戦後コチア青年として渡航した。ブラジル国における花卉栽培の草分けとして活躍している山口節男氏の農場で就労。

(山口氏はバラの欧州向輸出を行ない大きく成功し、多くの後輩移住者の独立を援助していることで有名)

サンパウロ州アチバイア郡ウジナ(サンパウロ市より約80km)にあるバトロン第二農場でグラジオラス1アルケール(約2.5町歩)、バラ10,000本の栽培に従事。1年後、カーネーションの栽培に従事するため、同郡マラカナンにあるバトロンの第一農場に移り、14棟70,000本の栽培を行なった。この年(昭和44年)の11月、花卉栽培の技術も身についたため、山口氏の勧めにより、独立準備期移行の前段階として、カーネーション9棟45,000本の栽培を行ない、最終的にCr\$6,000- (約460,000円)という成績であった。こうして翌45年10月には、11棟55,000本のカーネーション栽培を行ないCr\$15,000- (約100万円)を得るに至った。

この当時より土地を物色し始め、昭和46年11月独立営農の第一歩を踏み出すことになった。

現在、既に菊24,000本、カーネーション15,000本の苗の植付も終り、着着と生産基盤を拡大している。

将来とも花卉栽培を続け、バトロンであった山口氏の輸出ルートに便乗して、バラの欧州輸出を狙っている。

#### (イ) 秋山勇君の場合

広島県甲奴郡甲奴町出身で昭和42年9月ブラジルに渡る。

自家が兼業農家である関係と知人がブラジルに移住していることに魅了

され、高校在学中に海外移住広島友の会に入会、各会合に積極的に参加し、現地の事情とブラジル語の勉強に励んだ。

サンパウロ州アチバイア郡で手広く果樹栽培経営を行なっている森脇常雄氏のもとで就労（森脇氏とは遠縁にあたる）、パトロンの森脇氏は当時、在伯40年を数え、13アルケールの土地に、桃・柿・ピワ・ゴヤーバ・バラを栽培し、既に確固たる地盤を築いていた。

秋山君の仕事は、移住前より希望していた果樹栽培で、就労期間は他のパトロンと違い給与は能率給で、その年の出来高に応じて給与が支払われるというシステムで働きがいがあった。

4年間の義務年限を終え比較的独立の容易な花卉を営農の中心作物に決めた。

昭和46年7月、日系二世の土地を半アルケール（約1.25ヘクタール）を借地し、菊10,000本、カーネーション15,000本を植付け、独立への第一歩を踏み出した。

営農の方は1年2カ月を経過し、純利益Cr\$ 4,000-（208,000円弱）をあげ、研究はしていたとはいえ、初めて手がけた花卉栽培であったが、まずまずの成績を取め、今後の見通しもついたので近い将来、自分の土地を持ち、今後もカーネーション・バラ・菊・ストレჯジャー等の花卉栽培を続けたいと大いにハッスルしている。

※果樹栽培の独立者の紹介

(ア) 西川修治君の場合

福井県坂井郡春江町の出身で昭和42年2月27日、あるぜんちな丸で神戸港を出航、ブラジルに渡る。

少年の頃より海外雄飛の希望を持ち、農業高校に進み、両親の積極的な賛成を得て念願達成した。

当初、南ブラジル中央産組のあっせんで、サンパウロ州アルジア郡（サンパウロ市より35km）のI氏の農場で就労、1年後海外移住事業団の直営

移住地であるピニアル移住地の山下氏農場に移った。この間、専らイタリア・ブドウの栽培管理に従事し、学校で学んだ知識に加え、実際の技術を吸収していき、果樹栽培の経営に自信を持った。

結局、このピニアル移住地に1ロッテを購入、更に伐開、植付済のロッテを購入し独立の第1歩を踏み出した。購入当時、そのロッテは土地9アルケール（約22.5ヘクタール）、建物2棟、ブドウ2年生0.6ha、5年生0.6ha、農機具一式と揃っており、営農は直ちに開始できる状態にあった。

独立初年度は、イタリア・ブドウ1,800箱（1箱8kg）の収穫があり、粗収入Cr\$ 42,000、純利益Cr\$ 11,000（583,000円）という成績であった。現在はイタリア・ブドウの単作経営であるが、徐々にポンカンを試験的に導入する計画である。

将来は果樹経営の拡大、牧場等も考えているが、日本から呼び寄せた妻とよく話し合ながら大きく発展をはかろうとはりきっている。

#### (4) 小野登君の場合

昭和40年12月30日、戦後、移住再開以来多くの雇用農を計画移住者として送った、コチア青年の最終便ぶらじる丸の一員としてブラジルに渡った。小野君は普通高校を卒業し、自動車修理に従事していたため、移住のための農業経験は1年間程度であった。

当初、サンパウロ州、ブラガンサ・パウリスタ郡バルジエン地区（サンパウロ市より100km）の東郷伝蔵氏の農場で就労、パトロンである東郷氏は、宮崎県出身で、当時既にブラジルに渡ってから28年を数え、イタリア・ブドウ1,200本、肉鶏4,000羽、採卵鶏3,000羽を常時飼養し、堅実な営農を営んでいた。

ここでは養鶏と果樹栽培を4年間体験し、技術・経営方法を一步一步習得していった。昭和45年4月、パトロン東郷氏の土地1アルケール（約2.5ヘクタール）を借地し、直ちにイタリア・ブドウ400本を植付け、短期作物としてはピーマン、南瓜・ナスを選んだ。

営農の柱であるイタリア・アゾウは収益をあげるまでに4～5年を要し、それまでは資金を注ぎ込む一方であるため、この間のつなぎとしての短期作物の成績如何が営農の重大な鍵となる。トマト等普通のそ菜は投機性が強く、市況の値動きが激しく危険を伴うが、小野君の選んだ作物は、利益率は高いとはいえないが、価格は比較的安定している堅実な営農内容である。

将来は、自分の土地を持ち、しいたけの栽培、時期外れのピーマン・玉ねぎの栽培等も手広くやっていると心強い抱負で営農に励んでいる。



## 8. 移住資格取得機関としての海外移住研修所

### (1) 研修目的

- (ア) 体力をつくること
- (イ) 農業にとり組む心構えを養うこと
- (ウ) 豊かな人間性をつちかうこと
- (エ) 進路(移住希望国、希望作目)などをきめること
- (オ) 農業の知識や技術をならうこと
- (カ) 移住希望先国の外国語をならうこと
- (キ) 社会生活における望ましい行動のしかたを身につけること。

※ 全寮集団の所内研修生活と農家に住み込んでその生活と労働を体験する所外実習生活の二つの課程から研修目的を实践体得します。

(注) 以上は長期研修の目的ですが短期研修の目的もこれに準じます。

### (2) 研修課程

長期研修(6か月間)短期研修(1か月間)のそれぞれの所内研修課程は概ね次のとおりです。

科目	科目	長期研修	短期研修	科目	科目	長期研修	短期研修
一般	移住理念(移住史含む)	3.5	3.5	専攻	農業経営	7.0	
	外 帯 農 業	3.5	3.5		農業協同組合	3.5	3.5
	南米の政治・経済	3.5	3.5		そさい・果樹・花卉園芸	31.5	
	宗教と国際教育	3.5	3.5		農業機械(トラクター含む)	10.5	
	南米の社会	3.5	3.5		養蚕・養蠶・畜産	31.5	
	移住地の保健衛生	3.5	3.5		家畜・衛生	7.0	3.5
	南米のそさい・果樹・花卉・畜産	14.0	14.0		植物病理	3.5	
	ブラジル一般事情(北山船)	7.0	7.0		生活改善	3.5	3.5
	アルゼンチン一般事情	3.5	3.5		農業土木・農業気象	7.0	
	パラグアイ一般事情		3.5		土壌肥料・農業	7.0	3.5
	雇用者の制度、生活と独立	7.0	7.0		自動車の構造	10.5	3.5
	現地手続・携行荷物	7.0	7.0		農産物加工	7.0	
計	59.5	63.0	計	129.5	17.5		
外国語	ポルトガル語	140.0	42.0	農業実習(農産物販賣・運搬等)	612.0	63.0	
	スペイン語	140.0	42.0	運 動 講 習	167.0	60.0	
	計	140.0	42.0	研 習 研 修	152.0	35.0	
合計			合計	1260.0	260.5		

- (注) 1. 本表には、夜の研修時間は含まれていません。  
 2. 外国語はポルトガル語スペイン語のいずれか1つを選択します。  
 3. 特別研修とは特別研修活動、研修行事、特別講義などをいいます。

### (3) 研修日課(所内研修)

研修生は全員寮に入って協同生活を行ない、自治能力を養います。

日課時限表は次のとおりです。(ただし冬期は一部変更あり)

日課	時間	自	至	日課	時間	自	至
起床			6:00	朝食・休けい		12:00	13:30
朝礼・体育訓練	6:10	6:50		午後の研修	13:30	17:00	
食前作業	6:50	7:30		体育訓練・夕礼	17:00	18:00	
朝食・休けい	7:30	8:30		夕食・休けい	18:00	19:30	
午前の研修	8:30	12:00		夜の研修・消灯	19:30	22:00	

(注)夜の研修は、映画、スライド、座談会、面接指導、進路相談等を行なうほか、自治会、クラブ活動、自習などにあてます。

語学室、図書室の消灯は必要に応じ23時とします。

### (4) 特別研修活動・研修行事

(1)特別研修活動……自治会活動及びクラブ活動の二つがありこれらの活動を通じて研修生相互の理解と親睦が深まり研修生活がみのり多いものとなります。研修所は出来る限りこれを奨励し援助します。

(2)研修行事等……研修所が計画し実施する研修活動に、研修旅行・体育祭・登山・交歓会等があり集団行動における研修生の規律的態度の育成をめざします。

### (5) 施設

#### ●建物

(ア) 研修所新館(大教室・語学室・図書室・寮室・食堂等)

(イ) 研修所旧館(寮室等) (ウ) 畜舎(牛舎1棟・豚舎1棟・鶏舎5棟)

(エ) パイプハウス(1棟) (オ) ガラス温室(2棟)

(カ) 体育館兼雨天作業場(1棟)

(キ) その他農具舎・肥・飼料舎・トラクター車庫等

#### ●圃場

(ア) 蔬菜部門: 85a 各種そさい

(イ) 果樹部門: 85a 桃・ブドウ・栗・りんご

(ウ) 花卉部門: 10a 菊その他花卉

(エ) 畜産部門：150a 牧野造成中

(オ) 酪農部門：乳成牛・育成牛の飼育

(カ) 養豚部門：種牡豚、繁殖・育成豚の飼育

(キ) 養鶏部門：採卵鶏およびブロイラーの飼養

#### (6) 入所と修了

##### ▶ 入所の資格は

ブラジル国またはアルゼンチン国に農業移住することに家族が同意した18才～25才の心身とも健全な青年で、この研修を受けねば移住資格のとれない人を対象としています。ただし海外移住事業団各国内支部長の推せんが必要です。

##### ▶ 申込みの手続きは

申込書、身上調書、最終学校成績証明書、戸籍謄本、健康診断書、作文等を各国内支部に提出します。くわしくは各国内支部または当研修所に直接照会してください。

##### ▶ 入所許可は

提出書類等を総合的に審査して行ない、各国内支部を通じて入所可否を通知します。

##### ▶ 入所中の費用は

一部国庫補助がありますので自己負担としては食費月額5,000円位、研修旅行費5,000円位、教材費2,000円位などです。なお自治会々費は月額500円位です。

##### ▶ 修了

6か月在籍し研修課程(所内研修および所外研修)を履修したとき修了証書を授与します。

##### ▶ 移住資格とあっせん

修了すると移住資格が得られます。希望に沿った移住先をあっせんし渡航手続をはじめます。

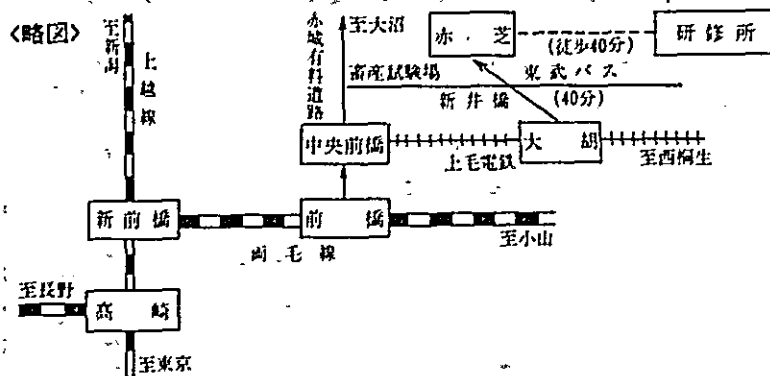
▶ その他

入所に当っては必ず健康保険証を持参し、また失業保険受給該当者は各国内支部に相談して当該職安で所定の手続をした上入所すること。

▶ 交通

- (1) 国鉄両毛線・前橋駅下車、タクシー便（約45分）
- (2) 前橋駅下車  $\xrightarrow{(徒歩20分)}$  中央前橋駅(私鉄上毛電鉄)  $\xrightarrow{(16分)}$  大胡駅下車  
タクシー便（約20分）
- (3) 上毛電鉄大胡駅より東武バス赤芝行の便があるが、回数なくさらに赤芝終点より当研修所まで徒歩40分を要します。

(注)これは長期研修生の入所と修了についてです。短期研修生の場合は多少異なりますのでくわしくは、海外移住事業団の各国内支部にて指導をうけてください。



9. その他

(1) ブラジルにおける最低給料の概要

	1973.5.1現在 (1クルセイロー)
アクレ・アマゾンナス・バラ州	約45円
Rondônia・ロライマ・アマパ直轄領	240.00クルセイロ

マラニオン、ピアウイ、セアラ リオ・グランデ・ド・ノルテ・パライバ アラゴアス、セルジッペ州	213.60クルゼイロ
ベルナンブッコ及びバイア州第1区	240.00クルゼイロ
ベルナンブッコ及びバイア州第2区	213.60クルゼイロ
エスピリット・サントス州	261.60クルゼイロ
バラナ及びサンタ・カタリーナ州第1区	288.00クルゼイロ
バラナ及びサンタ・カタリーナ州第2区	261.60クルゼイロ
マツグロソ及びゴヤス州	240.00クルゼイロ
ミナスジェライス、グワナバラ リオ・デ・ジャネイロ、サンパウロ及び連邦区	312.00クルゼイロ

(2) ブラジル在外支部管内における戦後集団移住地入植者一覧表

1973.4.1現在 ( )内は非居住

支部名	移住地名	入植世帯数	農家戸数
サンパウロ	ジャカレ	40 (1)	32
	桜高森	107	87
	ピニギール	43	39
	グワタバラ	136 (4)	113
	オウリーニョス	20	20
	日光 バルセアアレグレ	40 39 (3)	32 36
ポルトアレックス	ラーモス	76	75
	イタチ	11	10
	イボチ	48	47
	バジエー	4	4
	イジュイ	5 (1)	5 (1)
	カツサドール	10 (5)	10 (5)
レ	イタジャイ	6 (1)	6 (1)

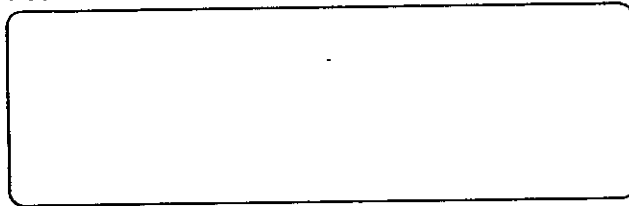
支部名	移住地名	入植世帯数	農家戸数
ベ レ ー ン	グワマ	58	55
	アカラ	36	36
	第1トノアスー	385	367
	第2トノアスー	160 (60)	158
	ベレーン近郊	416	380
	アマバ	29	18
	モンテアレグレ	19	19
	エイゼニオサレス	47	47
	マナオス近郊	32	15
	ベラビスタ	37	37
	タイアノ(含ボアビスタ)	6	1
	キナリー	3	3
	トレゼデセンテンプロ	26	26
マラニオン	30	18	
レ シ ー フ エ	ビオドーゼ	6	6
	ビウン	7	7
	ピナウ	1	1
	カーボ	10 (3)	10 (3)
	リオボニート	17	17
	クピチュック	59	58
	イツベラ	18	18
	タバローア	18	18
	ウナ	37 (1)	37 (1)
	カピラバ	3 (1)	3 (1)
ノーバビゾーザ	13	13	
リオ デ ネ イ ロ	ファンシャル	45 (4)	45 (4)

(3) 海外移住の相談窓口一覧表

昭和48年10月1日海外移住事業団の国内事務所が★印の支部に統合し従来どおりの移住相談(事務所のないところは各府県)を行なっております。

支店	〒	所在地	電	話
海外移住事業団	160	東京都新宿区本塩町8の2(住友生命四ツ谷ビル)	03	359-8281(代)
海外移住センター	235	神奈川県横浜市磯子区内町16の5	045	751-1121-5
海外移住相談所	371-02	群馬県勢多郡宮城村大字柏倉字清ノ口4114	0272	83-3225
★北海道	060	札幌市中央区北1条5の3(北1条ビル内)	011	261-0675・0648
青森県	030	青森市長島1の1の1(県農地開拓課内)	0177	22-1111内線508
宮城県	020	盛岡市内丸10の1(県農政企画課)	01962	51-3111
★岩手県	980	仙台市上杉1の4の28(県上杉分庁舎内)	0222	63-0795
秋田県	010	秋田市山王4の1の2(秋田地方総合庁舎内)	0188	23-4723
山形県	990	山形市秋葉町3の4の5(県農業構造改善課)	02362	31-1111
福島県	960	福島市移住町2の16(県県民生活課)	0245	21-1111
新潟県	950	新潟市東大通1の3の1(帝石ビル207号)	0252	47-1918
茨城県	310	水戸市三の丸1の5の38(県県民福祉課)	0292	21-8111
栃木県	320	宇都宮市城田町504(県農林経済課)	0286	22-1111
群馬県	371	前橋市大手町1の1の1(県県民課)	0272	23-1111
埼玉県	336	浦和市高砂町3の15の1(県海外課)	0488	22-8811
千葉県	280	千葉市市場町2(県農地課)	0472	23-2111
★東京都	160	東京都新宿区本塩町8の2(住友生命四ツ谷ビル)	03	359-7774
★神奈川県	220	横浜市内区岡野町2の20(横浜海外移住管理事務所内)	045	312-4961
山梨県	400	甲府市九ノ内1の6の1(県総務課)	0552	37-1111
長野県	380	長野市大字南長野字幅下692の2(県農地開拓課)	0262	32-0111
静岡県	420	静岡市道子町9の6(県後継若葉成課内)	0542	54-2056
富山県	930	富山市新富町2の4の22(県商工会館内)	0764	41-6992
石川県	920	金沢市広坂2の1の1(県総務課)	0762	61-1111
岐阜県	500	岐阜市森田(県農政企画課)	0582	72-1111
★愛知県	460	名古屋市中区丸の内3の4の13(名古屋労働事務所庁舎内)	052	971-9974
三重県	514	津市広明町13(県農業構造改善課)	0592	26-1111
福井県	910	福井市大手3の17の1(県文書学課)	0776	21-1111
滋賀県	520	大津市京町4の1の1(県農政課)	07754	24-1121
京都府	602	京都市上京区下立売通新町西入(府農政流通課)	075	451-8111
★大阪府	540	大阪府東区京橋南之町2の2(住信ビル内)	06	941-7525
★兵庫県	651	神戸市葺合区御幸通8の9の1(神戸国際会館内)	078	221-6520
奈良県	102	奈良市登大路町(県南営農課)	0742	22-1101
和歌山県	640	和歌山市小松原通り1の1(県総務学事課)	0734	23-6111
鳥取県	680	鳥取市東町1の220(県農業指導課)	0857	22-7111
徳島県	690	徳島市坂町1(県農政課)	0852	22-5155
岡山県	700	岡山市菅屋町9の18(県農文会館内)	0862	22-0882
★広島県	730	広島市基町10の3(県自治会館内)	0822	21-7411
山口県	753	山口市中央1の5の7(早開田ビル内)	08392	3-2548
徳島県	770	徳島市万代町1の1(県総務課)	0886	22-1111
★香川県	760	高松市番町5の1の24(観光ビル内)	0878	31-1111内線352
愛媛県	790	松山市一番丁4の4の2(県農地計画課)	0899	41-2111
高知県	780	高知市丸ノ内5(県農業経済課)	0888	73-1111
★福岡県	812	福岡市博多区博多駅前2の9の28(福岡商工会議所ビル内)	092	41-1846
佐賀県	840	佐賀市城内1の1の59(県農林経済課)	09522	4-2111
長崎県	850	長崎市出島町1の5(みさとビル内)	0958	26-4263
★熊本県	860	熊本市上通町2の21	0963	53-4227
大分県	870	大分市大手町3の1の1(県県民生活課)	0975	36-1111
宮崎県	880	宮崎市宮田町2の29(県会館内)	0985	24-1111
鹿児島県	892	鹿児島市山下町14の50(県県民課)	0992	26-8111
★沖縄県	900	那覇市西3丁目10の17	0980988	68-4415・4046

問合せ先



海外移住事業団  
東京都新宿区本塚町8の2(住友生命四ツ谷ビル)  
電話 03(359)8281(代表)